

諮問庁：国立大学法人東北大学

諮問日：平成30年1月19日（平成30年（独個）諮問第1号及び同第2号）

答申日：平成30年3月29日（平成29年度（独個）答申第86号及び同第87号）

事件名：本人を相手方としたハラスメント事案に係る「相手方事情聴取記録」に記載された「メール」等の一部開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

本人を相手方としたハラスメント事案に係る「相手方事情聴取記録」に記載された「メール」の具体的内容が分かる文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書4に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であり、不服申立人が開示すべきとする部分を不開示としたことは妥当である。

### 第2 不服申立人の主張の要旨

#### 1 不服申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人東北大学（以下「東北大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成27年7月2日付け総法文495号による一部開示決定（以下「処分1」という。）及び平成29年12月13日付け総法文495号による一部開示決定（以下「処分2」といい、処分1と併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 不服申立ての理由

不服申立人が主張する不服申立ての理由は、異議申立書及び審査請求書並びに意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）処分1（諮問第1号）

###### ア 異議申立書

###### （ア）異議申立ての趣旨

平成27年7月2日付け総法文495号に関わる通知の記載を取

り消し，文書特定をやりなおせ。

(イ) 異議申立ての理由

本件開示請求は真相解明と東北大学の「ハラスメント問題解決のためのガイドライン」6 ③「あらゆる過程において，虚偽の申立てや証言を行ってはいけません。そのような行為が発覚した場合は，厳正な措置を講じます」の検討のため行った。

総法文495号には別紙があり請求1について「(メール)文書不存在」および「(内容が分かる文書)ハラスメント調査報告書(附属資料1-7含む)」との記載がある。「(メール)文書不存在」は真実ではなく，隠蔽したに過ぎない。ハラスメント申立ての根拠となる重要文書であり，それが「メールの記録は残っておらず，その他作成した文書もない」などとはありえない。よって文書特定をやり直すべきである。

特定組織特定職員(A氏等)は「6 ③虚偽の申立てや証言を行ってはいけません」を恐れて，隠したに過ぎない。関連委員会も特定組織サイドと癒着傾向(冤罪企図)があり，不正隠蔽への加担が憂慮される。私の方で当該文書を検索し検索したところ資料1のように文書が特定された。これを見ると「A氏」が主張しているような文言は無く，穏やかなメール文である。

ちなみに，特定組織職員側の嫌がらせ等につき当時特定組織代表者と面会予約を取り特定日Aに実際に面談している(資料2)。

「特定組織代表者に報告しておけ」「特定組織代表者に報告するぞ」等と言う事実も必要性も無く，特定組織代表者との話し合いルートで諸問題は容易に解決する状況である。また特定時間帯の業務休止の規約や慣例も無いことが確定している(他例で使用認可)。

以上より特定組織サイド(A氏)の文書隠蔽の動機および実態は明白であり，文書再特定を行い真実を明確にすべきである。「虚偽の申立てや証言の咎」「業務休止の捏造」で特定組織特定職員(A氏等)を学内規定に従い処分すべきである。私には，特定文書が存在するのに，一方的かつ強引な冤罪処分をしたのである。これは直ちに撤回，救済すべきである。今こそ東北大学はblack企業体質を速やかにかつ有効に是正すべきである。

(本答申では添付資料は省略)

イ 意見書1

諮問庁からの「理由説明書」(下記第3の1)について意見を記載する。

審査に当たっては，これまで私が提出した文書及び諮問庁から提供された関係文書や説明を参照し慎重に行うことを希望する。

特に本諮問事件の本質部分の1つである「異議申立ての理由」について、諮問庁側の説明や反論はきわめて不十分ないし矛盾した内容になっている。たとえば「諮問の理由」（下記第3の1（2）イ）では規約や慣例から当然作成され保存されるべき文書に対しても「“無い文書”は無い」などとの主張により本質的議論や真理解明が回避されている。

このような場合「実際に作成されなかったのか」または「作成されたが廃棄されたか」の区別を明確にすべきである。その上でこれらの状況が規約や慣例から適正か否かの判断がなされればと思料する。これまでの関連審査でも学内規約から「総長に報告」すべき事項につき「総長に“報告したとの記録文書”はない」との回答が寄せられており、これは、a「総長に報告したが記録はない」のかb「総長に報告しなかったので当然その記録はない」のかが重要論点である。更に言えば、「総長に報告したが記録はない」の場合、a-1“そもそも作成しなかった”のかあるいはa-2“作成したが廃棄した”かが焦点になる。

法人の業務および関連文書の作成・保管に対しては“文書探索—特定が困難”を理由に言い逃れを許容するのではなく、事案背景や関連事情を含めて慎重な審査を求める。

さて、同書の「1 異議申立ての経緯」に記載があるように本件では請求1ないし請求4が異議申立ての対象となっている。これらは原事案において事実関係に大きな問題があり「虚偽・錯誤等に基づく不正判断・措置が目立つ」事案である。今回の開示請求ではこの点の諮問庁での扱いに焦点を当てて文書を請求した。この趣旨を考慮して異議申立書で問題点・矛盾点を指摘した。これらに関し諮問庁は「諮問の理由」において説明を試みているが、論点に答えておらず焦点を外し不自然ないし錯誤・虚偽の記述に始終している。以下補足すると、

請求1については、「“メール”は残っておらず」等と言い逃れをしている。重要な案件の調査資料でありそれに基づき処分がなされるのであるから厳正な保管・管理が求められるのは社会通念である。

“関係メール”はきちんと保管されている（おそらく印刷文書として）。なお「追加資料」が該当文書として特定された旨記載があるが、これについては別に意見を述べる（諮問第2号）。

請求2については「特定申請書」が開示されているが、施設運用に多くの問題点・矛盾が目立つ。今回も添付資料として補足する（添付資料1, 2, 3）。これらに起因して、本件の“文書特定・開示判断”は大きく歪められ不適切な状態である。

請求 3 及び請求 4 については「当該内容がわかる文書はなく」とあるが、それでは調査報告書の附属資料は恣意的に根拠薄弱のまま冤罪を生じる状態で作成されたとの危惧を招きうる。事実これまでの一連の開示文書群はこのことを強く示唆している。“当該内容がわかる文書はなく”は虚偽でありきちんと保管されている。

諮問庁の諮問の理由は論拠もあいまいで論理的にも欠陥がある。説明も不十分で理由を満たしていない。多くの記述内容に錯誤・虚偽が混入している。慎重かつ論理的にご審議いただければ幸いである。また本件の審査結果等を公表するにあたっては個人情報保護に格別の配慮を依頼する。

(本答申では添付資料は省略)

#### ウ 意見書 2

(ハラスメント全学防止対策委員会等において不適正な対応があった旨の主張及び本件について慎重に審議を求める旨の要望等を内容とするもの。本答申では省略)

### (2) 処分 2 (諮問第 2 号)

#### ア 審査請求書

##### (ア) 審査請求の趣旨

平成 29 年 12 月 13 日付け総法文 495 号の通知内容で「ハラスメント申立人からの追加資料」を新たに特定した旨記載があり、当該資料につき「不開示」との決定が記載されている。この文書特定および決定につき異議を申し立て(審査請求)する。すなわち請求通りの文書として適正であるか、他に遺漏がないかにつき再度調査と審査をすべきである。その上で、これら特定されたもの全てを全面開示することを求める。

##### (イ) 審査請求の理由

この通知内容および決定は原異議申立てから 2 年以上経過後であり、あまりに唐突で不自然である。開示決定通知書の「決定の理由」の中で不開示理由が記載されているが、文書自体が偽造ないし不正に隠蔽されていた可能性が高く、真実ないし適法と認めるのは困難である。またこれまでの関連事案や文書開示結果からも学内部署と関係者の様々な不正措置、不公正運用(制度の私物化、論文不正、私的制裁・弾圧)が危惧され、客観的証拠に基づき批判されている。このような背景と経緯を考慮し、上記異議(審査請求)を申し立てる。

(本答申では添付資料は省略)

#### イ 意見書 1

諮問庁からの「理由説明書」(下記第 3 の 2)について意見を記載

する。

審査に当たっては、これまで私が提出した文書及び諮問庁から提供された関係文書や説明を参照し慎重に行うことを希望する。特に「審査請求の理由」については本諮問事件の本質部分の1つであり背景事実と論拠を慎重に把握して欲しい。諮問庁の「諮問の理由」（下記第3の2（2）イ）では「ハラスメント申立人からの追加資料」（文書4）を特定した旨記載があるが、東北大学のハラスメント事案処理においては、学内規約が守られておらず、「ハラスメント全学防止対策委員会」の委員が独立組織であるべき「ハラスメント全学調停委員会」や「ハラスメント全学調査委員会」の委員全てを兼任しており、調査や調停が公正かつ客観的に行われるのを担保していない。この事実は情報開示請求の結果初めて明らかになった。

更に添付資料として提出した文書（資料1）をみれば、形式的にも「ハラスメント申立書」の必要記載事項が欠落しており、到底受理できる書面ではないことが分かる。これは別人作成によるもので当人の名義で提出された虚偽文書とみなされる。東北大学はこの「ハラスメント申立書」は「申立人に追加提出事項を求めたものであり任意様式」とした旨説明する。しかしこの説明には2点で重大な疑義があり違法性を強く示唆する。

1点目は、「任意様式」とした場合でも作成者責任・確認が不可欠であるから事案の記述についてはたとえ「任意様式」としても本人確認や日時の部分は曖昧なく特定されなくてはならない。単なるアンケートや感想文ではないのであるから、本人の署名と生年月日、氏名の読みかなは最小限記入されなくてはならない。本件の「任意様式」とはこれが社会通念である。またそれらが欠落しているのならば、記入を求めればよいだけである。提出者は規約で虚偽申告は禁止されているのであるから、提出責任を担保する上でもこれらの記入は必須である。これを欠くこの文書は偽造ないし不正の“不受理相当文書”と看做するのは当然である。

2点目は、より深刻である。すなわち諮問庁の「申立人に追加提出事項を求めた」との説明で一体誰がどのような裁量権に基づき「追加提出事項を求めた」のかという点である。東北大学全学ハラスメント対処制度によれば、可能性のあるのは「ハラスメント全学防止対策委員会（委員長）」であるか「ハラスメント全学調査委員会（委員長）」である。この2つの委員会は規約上独立であり前者が受理した事案を後者が独立公正に調査する任務をおっている。

既開示文書によれば当該事案は既に特定時期に申立受理され、直ちに「ハラスメント全学調査委員会」が発足している。すなわち「ハ

「ハラスメント全学防止対策委員会」は事案一切を「当該調査委員会」に委託しており内規と公正性に基づき、ひたすら調査報告を待つ立場である。よって上記の可能性のうち、「申立人に追加提出事項を求めた」のは時期・内規からして「ハラスメント全学調査委員会（委員長）」でなくてはならない。しかるに、資料1の「ハラスメント申立書」の宛先には「ハラスメント全学防止対策委員会御中」と明記されている。あて先は「ハラスメント全学調査委員会」でなくてはならず、「ハラスメント全学防止対策委員会」では矛盾・不正である。よって、この文書はどうみても虚偽の不正文書である。

“文書作成者の意図も、受理する大学側の意図も粗雑”であり、ここに深刻な矛盾を露呈した。

このように開示文書の「ハラスメント申立書」1つを見ても、諮問庁側の説明や反論は規約違反ないし論理矛盾した内容になっている。もしも諮問庁側がなおこれを“真正申請書”と主張するなら、特例措置の正当性や根拠を審議した記録があるはずです。重要な学内措置・手続きなのであるから。しかるに開示文書には一切それらが無い。誠に不可思議である。審査会では十分に追求し、“見過ごし”や“ごまかし”に対し専門的裁決を求める。

諮問庁の諮問の理由は論拠もあいまいで論理的にも重大欠陥がある。諮問説明も不十分であり、内規や実情に基いていない。錯誤・虚偽の混入が目立つ。この流れは関係事件に共通で根深く貫くものである。慎重かつ論理的に審議されれば幸いである。また本件の審査結果等を公表するにあたっては個人情報保護に格別の配慮を依頼する。

(本答申では添付資料は省略)

#### ウ 意見書2

(ハラスメント全学防止対策委員会等において不適正な対応があった旨の主張及び本件について慎重に審議を求める旨の要望等を内容とするもの。本答申では省略)

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 処分1 (諮問第1号)

##### (1) 異議申立ての経緯

平成27年5月13日、異議申立人から、本件請求保有個人情報の開示請求があった。

これに対し本学では、当時、相当数の開示請求を受付け処理中であり、期限内に処理することが困難であったため、平成27年6月11日付けで保有個人情報開示決定延長通知書を送付し、開示決定期限を平成27年7月13日に延長し、全部を開示する決定、開示請求者以外の個人に

関する情報である法14条2号及び本学の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある法14条5号に該当する不開示情報が記載されているため、法15条により部分開示する旨の決定並びに法18条2項により開示をしない旨の決定を平成27年7月2日付けで行った。

その後、平成27年7月21日付けの異議申立書が提出され、翌22日付けでこれを受理したものである。

## (2) 諮問理由説明

### ア 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね上記第2の2(1)アのとおりである。

### イ 諮問の理由

今回、異議申立てのあった請求は、本件異議申立人を相手方とするハラスメント申立て(調査)に係り作成された「相手方事情聴取記録」中の特定記述に関連する保有個人情報を求めているものである。

本件請求保有個人情報のうち請求1について、「メール」は残っておらずその他作成した文書もないことから該当する保有個人情報は存在しないため不開示とし、また、メールの具体的内容がわかる文書としては、「ハラスメント調査報告書(附属資料1~7含む)」(文書1)の事情聴取者の発言箇所(「開示請求書」に添付された別紙と同一)に記載があるため、該当する保有個人情報として特定し、当該発言場所を開示したうえで以下の部分を不開示とした。

文書1のうち、「調査委員会委員長及び請求人が知り得ていない委員氏名」、「各回次の調査委員会の内容」、「事実認定に当たっての考え方」、「調査結果の具体的内容」及び「ハラスメント該当性に関する所見」は、法14条5号柱書に規定する事務又は事業に関する情報であり、開示することにより、結果を不服とする者から委員に対し批判や責任追及等がなされるおそれがあり、また、これを避けようと、今後、委員がハラスメント調査に関して踏み込んだ発言や調査を躊躇したり負担の重さを理由に就任を固辞したりするなどといった事態が生じる可能性は否定できず、ハラスメント防止のために本学が行うべき調査制度そのものの形骸化を招くおそれがあるため、当該委員会の性質上、当該委員会の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当し、「申立人の生年月日」、「申立人の申立内容(相手方欄以降の記述部分)」、「聴取日時・場所」、「事情聴取記録内容」及び「関係者の事実確認内容」については、法14条2号前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報で、開示す

ることにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当するため、当該部分を不開示とした。

請求2については、メール本体はなく、「特定申請書」（文書2）に記録された保有個人情報を特定し、全部開示した。

請求3及び請求4については、当該内容がわかる文書はなく、請求1と同様に文書1に記録された保有個人情報を特定し、同一の箇所を同一の理由により不開示とした。

また、請求3及び請求4の異議申立人が提出した文書音声資料や書面、反論文書については、陳述書類等（文書3）に記録された保有個人情報を特定し、いずれも全部開示とした。

異議申立てを受け、改めて記載内容に照らし保有個人情報の探索を行い、請求1の「メール」は、1年で削除する取扱いとしているため、開示請求があった時点でメールの記録は残っていなかったが、「メールの具体的内容が分かる文書」として、新たに「ハラスメント申立人からの追加資料」（文書4）を追加で特定し、平成29年12月13日付けで不開示とする決定（処分2）を行った。なお、他に請求1に該当する保有個人情報の存在は確認されなかった。また、請求2ないし請求4に該当する保有個人情報については、改めて探索を行ったが処分1で特定した文書以外に該当する保有個人情報の存在は確認されなかった。

さらに、不開示とした部分についても、改めて見直しを行ったが、原処分（処分1及び処分2）のとおり不開示とすべきとの結論であった。

以上の理由から、処分2による追加決定部分を除く処分1は妥当なものと考え、保有個人情報の部分開示決定処分を維持し、諮問するものである。（処分2については、審査請求書が提出されており、別途諮問するものとする（諮問第2号）。）

## 2 処分2（諮問第2号）

### （1）審査請求の経緯

処分1に対する異議申立てを受け、改めて請求内容に照らし保有個人情報の探索を行った結果、文書4に記録された保有個人情報を追加して特定し、開示請求者以外の個人に関する情報である法14条2号に該当する不開示情報が記載されているため、法18条2号により不開示とする旨の決定（処分2）を平成29年12月13日付けで行った。

本件審査請求は、処分2に対して行われたものである。

なお、処分1に係る異議申立てのうち処分2に係る部分を除く部分については、別途諮問するものとする（諮問第1号）。

### （2）諮問理由説明

#### ア 審査請求の理由

審査請求の理由は、おおむね上記第2の2（2）アのとおりである。

#### イ 諮問の理由

本件開示請求は、審査請求人を相手方とするハラスメント申立て（調査）に係り作成された「相手方事情聴取記録」中の特定記述に関連する保有個人情報を求めているものである。

上記（1）のとおり、処分1において特定漏れとなっており処分2で追加して特定した「ハラスメント申立人からの追加資料」（文書4）に記録された保有個人情報は、法14条2号前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であり、開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報で、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、不開示とした。

審査請求を受け、請求内容に係る文書を再度探索したが、処分1で特定した保有個人情報及び処分2で追加特定した保有個人情報以外は存在せず、また、文書4に記録された保有個人情報の不開示情報該当性についても改めて見直したが、処分2のとおり不開示とすべきとの結論であった。

以上の理由から、本学の決定は妥当なものと考え、平成29年12月13日付けの審査請求に係る決定処分を維持し、諮問するものである。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 平成30年1月19日 諮問の受理（平成30年（独個）諮問第1号及び同第2号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同年2月5日 審議（平成30年（独個）諮問第2号）
- ④ 同月22日 不服申立人から意見書1を收受（平成30年（独個）諮問第1号及び同第2号）
- ⑤ 同年3月12日 審議（平成30年（独個）諮問第1号）並びに本件対象保有個人情報の見分及び審議（平成30年（独個）諮問第2号）
- ⑥ 同月26日 不服申立人から意見書2を收受（平成30年（独個）諮問第1号及び同第2号）
- ⑦ 同月27日 平成30年（独個）諮問第1号及び同第2号の併合並びに審議

#### 第5 審査会の判断の理由

- 1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、文書1ないし文書3に記録された保有個人情報を特定し、その一部を法14条2号及び5号柱書きに該当するとして不開示とする処分1を行った。

不服申立人は、文書1ないし文書3に記録された保有個人情報の外にも開示請求の対象として特定すべき保有個人情報があるはずであるとして、処分1の取消しを求めるところ、処分庁は、請求1に係る部分の開示請求の対象として、文書4に記録された保有個人情報を新たに特定し、法14条2号に該当するとして不開示とする処分2を行った。

不服申立人は、処分2に対しても審査請求を行っており、東北大学において処分1及び処分2で特定された本件対象保有個人情報の外にも開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているはずであり、文書4に記録された保有個人情報（以下「本件不開示部分」という。）は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めていると解されるどころ、諮問庁は、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき文書はなく、本件不開示部分は法14条2号に該当し、不開示とすべきである旨説明していることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び本件不開示部分の不開示情報妥当性について検討する。

## 2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象保有個人情報の特定の経緯等について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求は、ハラスメント全学防止対策委員会（防止対策委員会）及び同委員会の下に設置されるハラスメント全学調査委員会（調査委員会）における、ハラスメント調査事案の処理に関わる保有個人情報の開示を求めるものであるため、東北大学において上記各委員会の事務を行うこととされている人事給与課労務管理係（組織変更に伴い人事課職員第1係から名称変更）において、本件請求保有個人情報に該当する可能性がある情報の探索を行い、文書1ないし文書3に記録された保有個人情報を特定して一部開示とする処分1を行ったものである。その後、処分1の取消しを求める異議申立てを受け、改めて確認を行ったところ、請求1に係る部分に該当するものとして、文書4に記録された保有個人情報の存在が確認されたことから、処分2においては、当該情報を新たに特定して開示決定等の対象としたものである。

イ 不服申立人は、本件対象保有個人情報の特定の疑義を述べているが、原処分（処分1及び処分2）において特定した本件対象保有個人情報

の外には、開示請求の趣旨に沿う保有個人情報の存在は確認されなかった。本件請求保有個人情報の性格上、他の部局等に該当の情報が記録された文書が保管されているとすべき事情も認められないので、諮問庁としては、原処分における保有個人情報の特定は妥当であったと判断するものである。

- (2) 本件対象保有個人情報の内容等に鑑みれば、上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、東北大学において本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められず、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

### 3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

本件不開示部分は、文書中にその氏名が記載された、開示請求者（不服申立人）以外の個人に関する情報であり、当該特定個人を識別することができるものであることから、法14条2号本文前段に該当する。

また、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件の場合、ハラスメント申立ての内容及びハラスメント申立人に対して行われた事情聴取等に係る具体的かつ詳細な情報は不服申立人には明らかにしていないとのことであるから、当該情報が法14条2号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。法15条2項による部分開示の検討を行うと、特定個人の氏名、所属等については当該個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当することから同項の適用の余地はなく、その余の部分については、これを開示すると、当該個人が誰であるかを推測することが可能となってその権利利益を害するおそれがないとは認められないので、同項による部分開示はできない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示としたことは妥当である。

### 4 不服申立人のその他の主張について

不服申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 5 付言

本件は、処分1に対する異議申立てから諮問までに2年5か月以上が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

## 6 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法14条2号及び5号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、東北大学において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であり、また、不開示とされた部分のうち、審査請求人が開示すべきとする部分は、同条2号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

## 別紙

### 1 本件請求保有個人情報

東北大学総長名で私宛交付された「処分説明書（特定日 B 付け）」には虚偽，事実無根，矛盾が多数記載されており，関係手続きに複数の重大な不備が存在し“冤罪”が危惧される。

さて，本件開示請求では本日までに入手した法人文書に基づき下記保有個人情報の開示を請求する。

開示請求書の別紙は情報公開請求により開示を受けた相手方事情聴取記録（特定事案記号）であり，この文書の特定頁に私が a， b， c， d と付記した部分がある。

既に a， b， c， d の内容については，文書および口頭で東北大学本部関係者（ハラスメント全学防止対策委員会；ハラスメント全学調査委員会；ハラスメント全学調停委員会およびこれらの委員長と関連事務担当部局；特定組織関係者；更に情報公開室の開示文書等）より私に相当詳細な内容が周知済みであることを申し添える。よって法令により具体的詳細が開示相当であることを申し添える。なお，文書特定と開示には法 16 条（裁量的開示）にも留意されたい。

請求 1 記述 a について，「メール」本体の開示を求める。

もしメール本体が無い場合はメールの具体的内容がわかる一切の文書の開示を求める。

請求 2 記述 b について，この文脈での「特定申請書」の開示を求める。

もしメール本体が無い場合は特定申請書の具体的内容がわかる一切の文書の開示を求める。

請求 3 記述 c について，“電話で「開始時間の誤差について特定組織代表者に報告しておけ」というふうに大声で強要”とあるがこの内容がわかる一切の法人文書の開示を求める。

またこれにかかわり私からの説明や反論，私が提出した文書音声資料や書面，陳述機会の反論一切の開示を求める。

請求 4 記述 d について，“「特定組織代表者に報告するぞ」というふうに”とあるがこの内容がわかる一切の法人文書の開示を求める。

またこれにかかわり私からの説明や反論，私が提出した文書音声資料や書面，陳述機会の反論一切の開示を求める。

\*注記：一連の背景として，特定組織職員の一部は「特定職職員（当時）からのハラスメントにかかわる問題解決」に起因してさまざまな不適正行為（人権侵害；冤罪企図等）を企図ないし実行したことを申し添える。

また上記文書特定により“「処分説明書（特定日 B 付け）」には虚偽，事実無根，矛盾が多数記載されており，関係手続きに複数の不備が存在し”冤罪“が危惧される。”が明確になると思慮する。  
(本答申では開示請求書の別紙は省略)

2 本件対象保有個人情報記録された文書

- 文書 1 ハラスメント調査報告書（附属資料 1～7 含む）
- 文書 2 特定申請書
- 文書 3 陳述書類等
- 文書 4 ハラスメント申立人からの追加資料